



14号

平成29年7月1日発行

雲南地区保護司会
 (事務局:雲南市三刀屋町三刀屋199)
 <TEL:FAX(0854)45-5850>
 題字揮毫:渡部幸子
 印刷:出雲総合印刷企画社

第六十七回 社会を明るくする運動 強調月間にあたって

— 島根保護観察協会会員千名突破 —



雲南地区保護司会
 雲南更生保護サポートセンター
 会長 三木弘道

今年の前半も予期せぬいろいろな事が起こりました。事前には誰しも予測し得ぬことの連続でした。だとすれば、今年の後半も何か良い事が起こったり、思いがけないアクシデントに遭遇するかも知れません。だからこそ、「日は好日」（いちにちこれよりじつ） 一日一日を、今を大事に後半戦のスタートをきりたいものです。

雲南圏域一市二町の皆様方には平素より更生保護及び保護司会活動に深いご理解、ご高配を賜っていますことを心から感謝し厚く御礼申し上げます。

七月は「社会を明るくする運動 強調月間」でございます。毎年七月一日には市役所、町役場に於いて内閣総理大臣メッセージ伝達式を行なっています。

雲南圏域を街頭宣伝車にて、安全・安心な社会づくりのためみんなで手を繋ぎ一人一人が自分たちに出来る社会を明るくする運動とは？を自問自答して戴く「小さなきっかけ」を投げかけていきます。

更に島根保護観察協会会員募集(更生保護活動支援)を保護司が各家庭にお伺いして御協賛賜っています。

ます。昨年度は初めて千名を突破致しました。保護司五十二名が心血を注いだ結果でございます。住民皆様の「おかげ」につきます。有難いことです。謹んで御礼申し上げます。本年度もどうぞ旧に倍する御導きの程、よろしくお願い申し上げます。

又、ほぼ同時期に更生保護女性会員が「愛の図書」募金を行います。併せてご支援戴きたく伏して懇願申し上げます。お願いを申し上げることばかりで恐縮至極に存じます。

当地区の刑法犯認知件数は極少数ですが、このことは犯罪予防活動に力点を注いでいる結果であり、より一層「安全・安心社会実現」のため社会貢献に邁進することを誓い合っています。

表紙の写真

「大東七夕祭り」

七夕祭りは、四百年以上の歴史をもつ大東の夏の風物詩です。ここ田中地区では八月六日の午後から夕方にかけて、浴衣で着飾った子供たちが町内を練り歩きます。

第67回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」の確保を通じて、責任ある社会の一員となるよう支えていくことが大切です。立ち直ろうとする人にとっては、地域の方々を始め、地方公共団体や様々な機関・団体による支えが何より重要であり、励みとなります。

昨年12月には、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されました。この法律の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を推し進めることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯の防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成29年7月1日

内閣総理大臣

安倍晋三

目的と事業

更生保護法人 島根保護観察協会定款 (抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第40条 この法人に会員を置くことができる。

- 2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る。
- 3 会員は、これを分けて次の5種とする。

普通会員	年額1,000円以上を拠出する者	協力会員	年額3,000円以上を拠出する者
賛助会員	年額5,000円以上を拠出する者	特別会員	年額1万円以上を拠出する者
名誉会員	年額10万円以上を拠出する者		

- 4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

※この主旨に基づいて保護司がご家庭を伺いました際には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



平成28年度 雲南市功労表彰・自治功労表彰

本年1月4日、雲南市民賀詞交歓会の席上、雲南市功労・自治功労表彰の授与式がありました。保護司として多年にわたり雲南市の社会福祉向上に多大なる貢献をしたとして18名が受彰

の榮譽に浴しました。心から感謝を申しあげます。

これからも地域の安全安心のために努力致します。ありがとうございました。

永瀬 晃 記



更生保護、
あなたの善意が
事業の支え。



編集後記

七月は、「社会を明るくする運動」を全国規模で展開しています。この運動は、非行や犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせる町づくりという願いで実施されています。この運動を通じて私たちが今後、どのような取り組みをしていくの

かを考える場としたいと思います。(若月)

編集委員長 藤原静雄

編集委員事務局長 石川 隆

編集委員 永瀬 晃

岡田礼子

楠 京子 若月 薫

犯罪や非行をした人の立ち直りを 社会の中で見守り、地域のチカラで支えていく。 それが「更生保護」です。

社会の中で必要な支援を受けられず、再び犯罪や非行を重ねてしまう人たちがいます。犯罪や非行からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。皆さんの地域でも、様々な立場から立ち直し支援に協力する「更生保護ボランティア」が活動しています。

